

# 送変電系統情報公表基準

平成 2 3 年 7 月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第94条第1項に基づき電力系統利用協議会が策定した指針「電力系統利用協議会ルール」に対応して策定したものである。

## 送 変 電 系 統 情 報 公 表 基 準

### 目 次

	頁
1 総則 .....	1
1.1 目的	
1.2 適用範囲	
1.3 基本方針	
1.4 用語の定義	
2 情報の公表 .....	2
2.1 公表する情報	
2.2 情報の公表窓口，公表の手段，対象者，公表時期	
3 情報の保護 .....	3
3.1 公表できない情報	
3.2 セキュリティ等に配慮を要する情報	
別紙1 送電部門が公表する情報項目とその公表窓口，公表の手段，対象者，公表時期 .....	4
別紙2 保護すべき情報 .....	5
別紙3 - 1 セキュリティ等に配慮を要する情報を提示する場合の標準的な業務加-1 .....	6
(ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合)	
別紙3 - 2 セキュリティ等に配慮を要する情報を提示する場合の標準的な業務加-2 .....	7
(本店/電力センターの系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合)	
参考 情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書 [ 雛形 ] .....	8

## 1 総則

### 1.1 目的

この基準は、電力輸送部門（以下、「送電部門」という）が電力系統の利用に供する情報を公表する際の基本事項を定めることにより、送電部門による情報公表の適正化を図るとともに、当社管轄制御エリアの電力系統を利用する全ての事業者およびお客さまに対して、公平性以及透明性を確保することを目的とする。

### 1.2 適用範囲

この基準は、当社管轄制御エリアの電力系統の利用に供する情報のうち、送電部門が管理する情報に適用する。

### 1.3 基本方針

送電部門は、公平性及び透明性の確保の原則に基づき、正確な情報の公表を行う。また、電力系統を利用する全ての事業者およびお客さまの個々の情報の保護および電力系統のセキュリティ確保に留意のうえ、求められる情報の公表に誠実に対応する。

### 1.4 用語の定義

#### 【情報公表の区分】

- 1 「公開」とは、一般に公開されているホームページ（ウェブサイト）や配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- 2 「開示」とは、あらかじめ対象者を限定して情報を提供することをいう。
- 3 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明することをいう。
- 4 「公表」とは、公開、開示、提示の総称をいう。

#### 【機関・事業者】

- 5 「電力系統利用協議会」とは、電気事業法第93条第1項に基づき、送配電等業務支援機関として指定された中間法人をいう。
- 6 「発電者」とは、一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気を発電する者をいう。なお、電力系統に電気を流入する自家用発電設備設置者等を含む。
- 7 「お客さま」（電力系統利用協議会ルールでは「需要者」）とは、一般電気事業者または特定規模電気事業を営む者から特別高圧（22kV 配電系統を除く）で受電し、専ら電気を消費する者をいう。なお、電力系統に電気を流入しない自家用発電設備設置者等を含む。

#### 【系統】

- 8 「当社管轄制御エリア」とは、当社が監視・制御する電力系統をいう。
- 9 「地内系統」とは、当社管轄制御エリアにおいて、閘門連系線を除く電力系統をいう。

## 2 情報の公表

### 2.1 公表する情報

- (1)送電部門は、「1.3 基本方針」の趣旨を考慮し、別紙1に示す情報を公表する。
- (2)送電部門は、上記(1)で公表することとした情報について決定または変更があった場合、すみやかにその内容および決定・変更があった旨を当社ホームページ（ウェブサイト）にて公開する。
- (3)送電部門は、情報の公表にあたって、「3 情報の保護」で定める事項に留意する。
- (4)送電部門は、情報の公表を求める個々の要請について、公表できない場合、その理由を説明する。

### 2.2 情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期は、情報の内容に応じて、別紙1のとおりとする。

### 3 情報の保護

#### 3.1 公表できない情報

送電部門は、別紙2の第1項に示す「第三者情報および保安上公表できない情報」について、公表しない。

#### 3.2 セキュリティ等に配慮を要する情報

- (1)別紙2の第2項に示す「電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティ等に配慮を要する情報」について情報公表の要請があった場合、送電部門は、要請者の身元および情報の使用目的を確認する。
- (2)上記(1)において、情報公表の要請者が系統接続を検討している事業者で系統利用検討の目的のために情報公表を要請していることが確認できた場合、送電部門は、保有している情報をセキュリティ確保に留意のうえ、当該要請者に原則として提示する。
- (3)送電部門は、別紙2の第2項(2)に示すような「特に重要な情報」を提示する場合、以下の手続きを事前に行う。
  - a 要請者に当該情報が「特に重要な情報」である旨を説明し、「情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書」の提出を求める。
  - b 上記aに基づいて提出された書類について、要請者の身元、情報の使用目的および誓約内容を確認する。
- (4)送電部門は、要請された情報の提示の可否を含めて提示する情報の詳細度合いを適宜検討し、情報の使用目的に応じた内容で対応を行う。
- (5)送電部門は、要請された情報を提示できない場合、要請者にその理由を説明する。また、情報の収集・集約等に時間を要する場合、その理由および提示時期の見込みを要請者に説明する。

## 送電部門が公表する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

公表区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	電力系統利用ルール ・系統計画策定基準 ・系統アクセス検討基準 ・給電運用基準 ・連系線等運用基準 ・送変電系統情報公表基準	電力輸送本部 系統計画グループ または 電力輸送本部 中央給電指令所	当社のホームページ (ウェブサイト) および ネットワークサービスセンター/ 営業所窓口にて 店頭公開	すべて	決定, 変更 の都度 すみやかに
開示	系統事故状況 <sup>(1)</sup> ( 設備名, 発生時刻, 停電地域(影響範囲), 原因, 復旧状況 )	「給電運用申合せ書」等にて定める窓口 <sup>(2)</sup>	電話等	停電等事故の直接的な影響 が予想されるお客さま, 発電者, および特定規模電気 事業を営む者	事故発生後 すみやかに
提示	系統事故状況 <sup>(1)</sup> ( 設備名, 発生時刻, 停電地域(影響範囲), 原因, 復旧状況 )	・「給電運用申合せ書」等を締結している事業者の場合: 「給電運用申合せ書」等にて定める窓口 <sup>(2)(3)</sup> ・その他の要請者の場合: 営業所窓口またはネットワークサービスセンター <sup>(3)</sup>	電話等	要請者	要請の都度
	系統アクセス情報 ( 「3.2 セキュリティ等に 配慮を要する情報」で 提示すると定めた情報 )	ネットワークサービスセンター または 本店/電力センターの系統計画関係グループ	問合せに応じ, 個々に示して説明	当社管轄制御エリアの電力 系統への接続検討を目的と してデータの提示を要請す る事業者	同上

(1) 系統事故状況については、社会的影響の大きな事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて公開する場合がある。

(2) ネットワークサービスセンターあるいは当社営業部門が、公表窓口として対応する場合がある。

(3) 既系統接続特高お客さまの問い合わせについては、必要に応じて電力技術サービスグループが対応する。

## 保護すべき情報

## 1 第三者情報および保安上公表できない情報

## (1) 第三者情報（当社以外の法人，その他の団体および事業を営む個人に関する情報）

## a 公表することにより，第三者の競争上の地位，その他正当な利益を害する懸念がある情報

## 個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況，性能，作業条件，運転コスト，運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布），需要実績
- ・ 売上情報 等競争に影響を与える情報 等

## 個々の事業者の設備情報

- ・ 受電設備，負荷設備，送変電設備に関する情報

## b 第三者において，社会通念上，公表しないとされている情報

## 私契約の内容やお客さま情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者名，契約者の所在地，契約期間，契約電力，契約金額，契約条件，  
第三者の経営状況 等

## (2) 保安上公表できない情報

- ・ 国家的行事等における電力流通設備の保安体制および電力供給状況 等

## (3) 社会通念上，公表しないとされている情報

## 2 電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティ等に配慮を要する情報

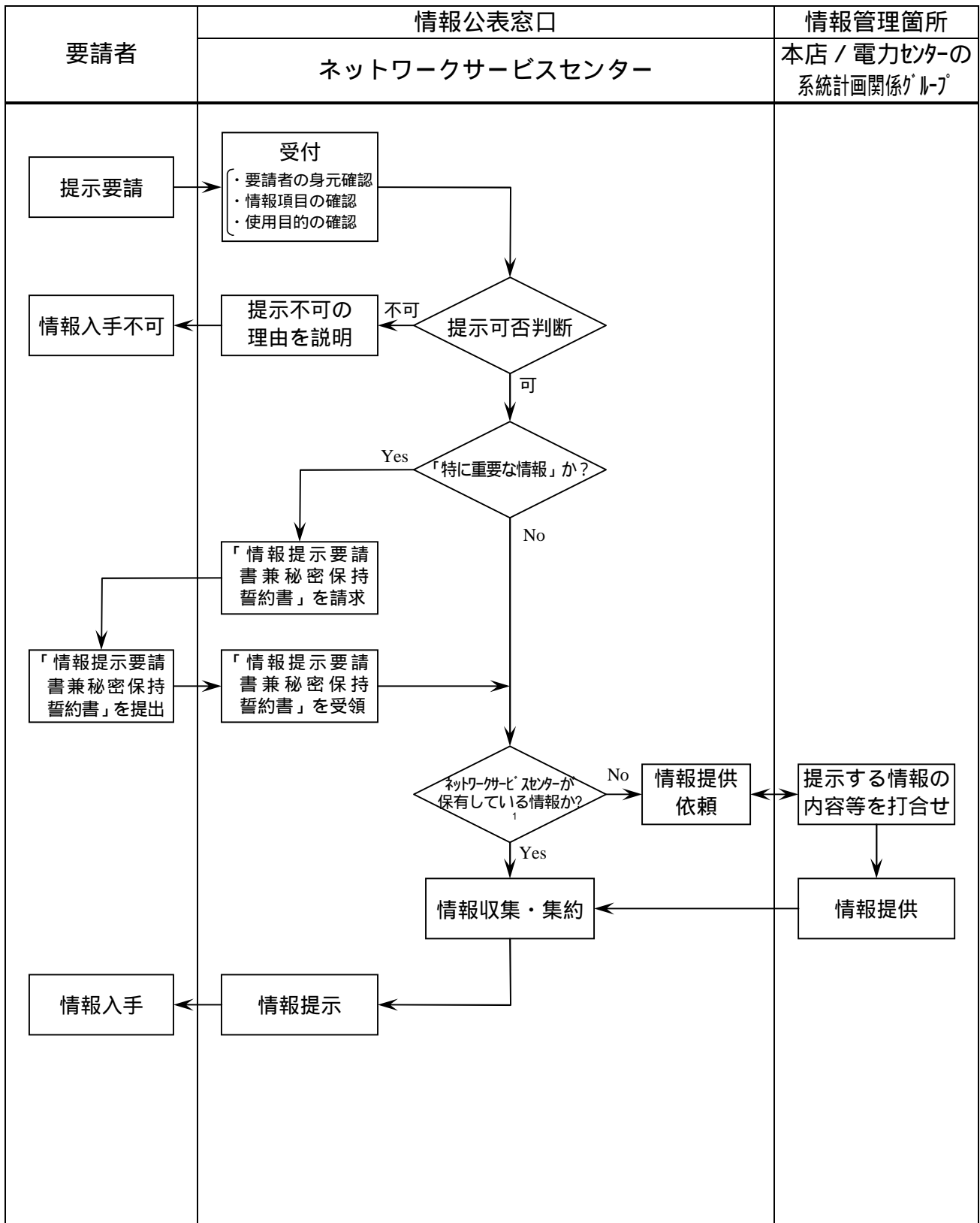
## (1) 目的外の使用で，系統保安の確保上，支障があると考えられる情報

- ・ 地内系統の送電系統図（送電容量，バンク容量）
- ・ 地内系統の予想・実績潮流図
- ・ 地内系統の作業停止計画・作業実績
- ・ 地内系統の系統技術に関する諸データ  
設備定数（送電線・変圧器の電圧やインピーダンス），短絡容量，系統保護装置  
の設置状況 等
- ・ 地内系統の送変電設備計画
- ・ 地内系統の停電実績 等

## (2) 特に重要な情報（上記(1)の情報のうち，以下の考え方に準ずる情報）

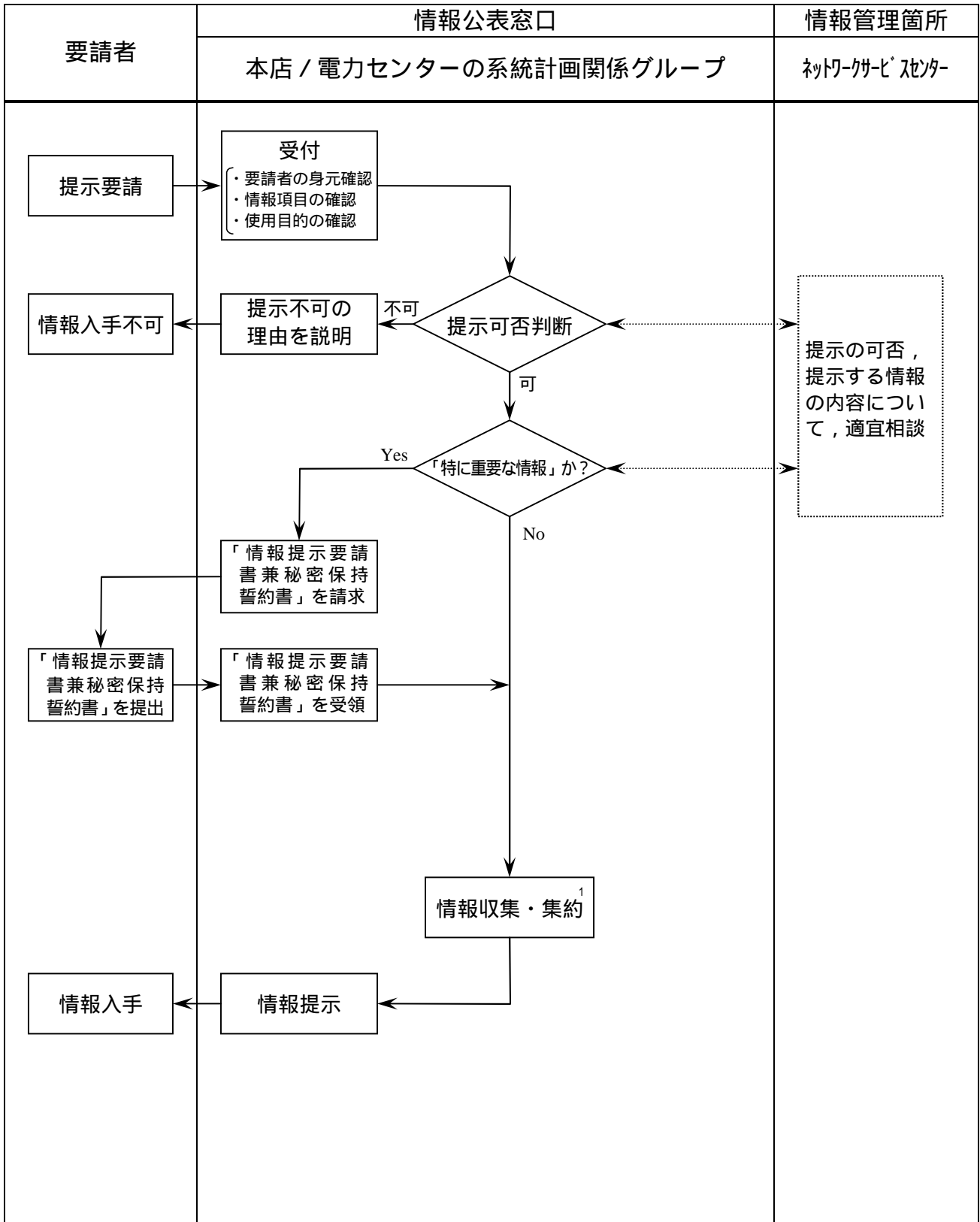
- 個々の発電所の運転状況・発電状況を予測できる情報
- 目的外の使用で，安定的な電力系統の形成を著しく阻害する懸念がある情報
- 目的外の使用で，系統保安の確保を著しく阻害する懸念がある情報

セキュリティ等に配慮を要する情報を提示する場合の標準的な業務フロー 1  
 (ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合)



1 情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

セキュリティ等に配慮を要する情報を提示する場合の標準的な業務フロー 2  
 (本店/電力センターの系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合)



1 情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合，要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

(参考)  
情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書  
(情報提示要請者用) [雛形]

平成 年 月 日

九州電力(株) 御中(公表窓口名を記載)

## 情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書

### 1 情報提示の要請

#### (1) 情報提示要請内容

公表窓口で「特に重要な情報」であると説明を受けた情報の内容を記載してください

#### (2) 情報の使用目的

(1)の情報の使用目的を記載してください

### 2 秘密保持の誓約

当社は、上記に基づき情報提示を受ける「特に重要な情報」(以下、「秘密情報」という)については、厳重に管理するものとし、以下の通り秘密を保持することといたします。

当社は、秘密情報を上記1(2)の使用目的以外には使用しないこととし、また、秘密情報を第三者に公表・漏洩いたしません。違反した場合には、次の各号に該当する場合を除き、発生した一切の損害を賠償する責任を負います。

貴社より事前に文書で承諾を得ている場合

情報が公知である場合又は当社の責めによらずに公知となった場合

管轄を有する公的機関若しくは裁判所、または適用法令により開示が求められた場合

当社は、貴社が書面、磁気機器若しくはその他有形の形式または電子メールで当社に提示した秘密情報について、貴社から請求があり次第速やかに、かかる書面等を貴社に対してその全ての写しとともに、貴社の指示に従い、返還または廃棄いたします。

本書面は日本法に準拠し解釈されます。

また、本書面に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することといたします。

(要請者の所在地) 市×× 丁目・・

(会社名)

(代表者氏名) 印

(要請者の連絡先) 部署名:

氏名:

電話番号: